

第1条 生徒会役員とは、生徒による選挙で選ばれた会長1名、副会長2名をいう。

第2条 生徒会活動の中心となる生徒の組織を生徒会執行部と定め、生徒会役員3名（会長1名、副会長2名）のほか会長より任命された、書記3名、会計2名で執行部を構成する。会長が必要と認めた場合により、校長の承認を得て庶務2名を任命することができる。
平成18年12月20日 臨時生徒総会 承認
21日 施行

第3条 執行部員の仕事
1 会長は生徒会を代表し会の仕事に責任を持つ。
2 副会長は、会長の仕事を助け必要なときに会長の代理を務める。
3 書記は、会議の記録やその保管にあたる。
4 会計は、予算、決算の編成や会計のいろいろな事務にあたる。
5 庶務は、様々な仕事の手助けを行う。